

令和4年度 国税専門官採用試験

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官(国家公務員)を募集します。

受験資格

①平成4年4月2日～平成13年4月1日生まれの者

②平成13年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者

(1)大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者及び令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者

(2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

申込方法 ※原則インターネット申込
○次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>



○受付期間

3月18日(金)午前9時～4月4日(月)※受信有効

試験日

第1次試験:6月5日(日)

第2次試験:7月4日(月)～15日(金)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

問合せ

○インターネット申込について
人事院人材局試験課
☎03-3581-5311(内線2332)
※土日祝日を除く午前9時～午後5時

○上記以外について
関東信越国税局人事第二課試験係
☎048-600-3111(内線2097)
※土日祝日を除く午前8時30分～午後5時

国家公務員募集

人事院は、2022年度に次の国家公務員採用試験を行います。

【総合職(院卒者、大卒程度)】

受付期間 3月18日(金)～4月4日(月)

第1次試験日 4月24日(日)

【一般職(大卒程度)】

受付期間 3月18日(金)～4月4日(月)

第1次試験日 6月12日(日)

【一般職(高卒者、社会人〔係員級〕)】

受付期間 6月20日(月)～29日(水)

第1次試験日 9月4日(日)

※申込はインターネットにより行ってください。

<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>



問合せ 人事院関東事務局
☎048-740-2006～8

自衛官募集

一部期日等で変更等がある場合がありますので、詳細はお問合せください。また、試験会場は志願時に別途連絡します。

募集種目 一般曹候補生

受付期間 3月1日(火)～5月10日(火)

受験資格 18歳以上33歳未満の者

1次試験 5月20日(金)～29日(日)より1日を指定

2次試験 6月17日(金)～7月3日(日)より1日を指定

入隊時期 令和5年3月、4月

問合せ 自衛隊埼玉地方協力本部
熊谷地域事務所
☎048-522-4855



自衛隊埼玉地方協力本部

法テラス熊谷の協力による 無料法律相談会

町内に住所がある方であれば、どなたでも相談できます。法律上の問題に対する手続きや今後の対応についてのアドバイスが受けられます。お気軽にご相談ください。

日時 4月18日(月)

午後1時30分～4時

場所 総合福祉センター いこいの郷
内容 相続、遺言、財産管理、債権整理、成年後見、離婚など

※1人30分の個別相談、家族による代理や付き添いも可能

対象 町内に住所がある方

費用 無料

定員 10名(先着順・予約制)

申込 4月13日(水)までに電話で法テラス熊谷へ事前予約をしてください(その際は「4月18日の神川町法律相談」とお伝えください)。

●法テラス熊谷

☎050-3383-5380

その他 個人情報、相談の目的以外には使用しません。

問合せ 神川町社会福祉協議会

☎0495-74-1188

FAX0495-74-1156

シルバー人材センター会員募集

60歳以上(令和3年4月現在)で就業していただける方を随時募集しています。ご興味のある方はお問合せください。

業務内容 除草、枝切り等

問合せ 神川町シルバー人材センター
☎0495-77-1769

神川町中小企業者等定額給付金の申請期限が迫っています

12月号および2月号でお知らせした通り、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化している中小企業者等の事業活動を支援するため、「神川町中小企業者等定額給付金」を実施しています。

詳しくは町ホームページをご覧ください。



申請期限 3月31日(木)

問合せ 経済観光課 商工観光担当

☎0495-77-0703

FAX0495-77-3915

バス停留所に関する交通安全上の意見募集

横断歩道や交差点付近等でのバス停留所の安全性確保対策について、地域住民の皆さまから意見を募集しています。

バス停留所に関する意見提供については専用の用紙を役場建設課で配布しています。また、町のホームページにも掲載していますので、ご意見がありましたら建設課までお願いします。



※町内のバス停留所に限ります。民間・町営は問いません。

問合せ 建設課 都市計画管理担当

☎0495-77-0702

FAX0495-77-3915

くらしの情報

たばこは町内で買ひましょう

たばこ税は、購入したお店のある自治体の収入となります。たばこを購入される際は、町内でのご購入をお願いいたします。

●神川町たばこ税収入

約8,900万円(令和2年度)

※たばこの煙は、あなたの周りの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際は、周りの方の迷惑にならないように注意しましょう。

問合せ 税務課 町民税担当

☎0495-77-2116

FAX0495-77-2117

「令和4年春季全国火災予防運動」を実施します

問合せ 児玉都市広域消防本部 予防課 ☎0495-24-8392

防火標語(2021年度全国統一防火標語)

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

実施期間 3月1日(火)～7日(月)

住宅防火 いのちを守る 10のポイント-4つの習慣・6つの対策-

【4つの習慣】

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

【6つの対策】

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

消防職員による

住宅用火災警報器取付支援をスタート!

3月から消防職員による住宅用火災警報器の取付支援を開始しました。取付支援の対象は、65歳以上のみの世帯で設置が困難なお宅です。住宅用火災警報器は事前にホームセンター等でご購入ください。購入後、設置に伺います。詳しくは、児玉都市広域消防本部予防課にお問合せください。



全国消防イメージキャラクター「消太」

広告

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。

広告

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。

広告

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。

広告

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。